

公益財団法人太平洋人材交流センター

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人太平洋人材交流センターと称し、英文では、Pacific Resource Exchange Center（略称P R E X）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、アジア・太平洋地域を中心とする開発途上国等の経済、社会の発展に資するための人材育成事業及びこれ等諸国との経済、文化、人的交流事業を推進し、国際相互理解の促進と国際協力の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 開発途上国等の発展に資するための人材育成事業
- (2) 開発途上国等との経済、文化、人的交流事業
- (3) 開発途上国等との経済、文化、人的交流事業を担う人材の育成事業
- (4) 経済協力に関する情報の収集及び調査研究
- (5) 前各号の事業に関する啓発及び広報
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第2章 財産及び会計

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 公益認定を受けた日以降に寄附を受けた財産については、その半額以上を第4条の公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の全部もしくは一部を処分または担保に提供する場合には、理事会及び評議員会の議決を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第8条 この法人の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
- (6) 財産目録

2 第1項の決算書類等については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け）

第11条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

（会計原則等）

第12条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規則によるものとする。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

（定数）

第13条 この法人に評議員13名以上17名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員会議長、1名を評議員会副議長とすることができる。

（評議員の選任及び解任）

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条の規定に従

い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならぬ。

(1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロまたはハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

- 3 評議員会議長及び評議員会副議長は、評議員会の決議によって選定する。
- 4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 5 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（権限）

第15条 評議員は、評議員会を構成し、第18条第2項に規定する事項を決議する。

（任期）

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 第13条に定める定数に足りなくなるときは、評議員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第17条 評議員は無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第2節 評議員会

（構成及び権限）

第18条 この法人に、評議員会を置く。評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項を決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 役員の報酬等の額及びその基準
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 基本財産の処分または除外の承認
- (6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（種類及び開催）

第19条 評議員会は定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

（招集）

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
3 前項による請求があったときは、会長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

（招集の通知）

第21条 会長は評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 22 条 評議員会の議長は、評議員会議長若しくは評議員会副議長がこれにあたる。ただし、やむを得ない理由のため、評議員会議長及び評議員会副議長が評議員会に出席できない場合は、出席評議員の互選により、議長を決める。

(定足数)

第 23 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 24 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 事業の全部の譲渡
- (4) 合併契約の承認
- (5) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第 25 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 26 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 27 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作

成する。

- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出した議事録署名人2名が署名又は記名押印する。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(種類及び定数)

第28条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 13名以上17名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち3名以内を代表理事とし、2名以内を業務執行理事とする。

(選任等)

第29条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事会は、その決議によって、第2項で選定された代表理事より会長、理事長、副理事長を選定し、業務執行理事より専務理事を選定する。ただし、会長、理事長、副理事長、専務理事は、各々1人とする。

4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

7 理事及び監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長、理事長、副理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 理事長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、職務を代行する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときには、職務を代行する。
- 5 専務理事は、会長、理事長及び副理事長を補佐し、業務を分担して執行する。
- 6 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第31条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務並びに財産の状況を調査すること。
- (3) 各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (4) 理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (5) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (6) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (7) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (8) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 理事又は監事は、第28条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第33条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任するときは、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上の多数の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第34条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

(責任の免除又は限定)

第35条 この法人は、役員の一般社団・財団法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、当該の者が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該の者の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、理事会の決議によって、同法第198条において準用される第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員との間で、一般社団・財団法人法第 198 条において準用される同法第 111 条第 1 項の賠償責任について、当該の者が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、その賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第 198 条において準用される同法第 113 条第 1 項で定める最低責任限度額とする。

第 2 節 理事会

(設置)

第 36 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 37 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 会長、理事長、副理事長、専務理事の選定及び解職
- (5) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (6) 規則の制定、変更及び廃止

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 第 35 条第 1 項の責任の免除及び同条第 2 項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第 38 条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 定時理事会は、毎事業年度 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったときで請求があつた日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (3) 第 31 条第 1 項第 6 号の規定により、監事が招集したとき。

(招集)

第 39 条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第 3 項第 2 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 3 号により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第 3 項第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、その請求があつた日から 5 日以内に、その請求の日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び監事に通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 40 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長がやむを得ない事由により出席できないとき又は会長が欠けたときは、理事長又は副理事長が議長の職務を代行する。

(定足数)

第 41 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 42 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第43条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第44条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第30条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、出席した代表理事及び監事が、署名又は記名押印する。

第5章 最高顧問及び特別顧問並びに顧問

(最高顧問及び特別顧問並びに顧問)

第46条 この法人に、最高顧問20名以内、特別顧問25名以内、顧問10名以内を置くことができる。

2 最高顧問は、この法人の設立並びに運営に関与の深い自治体、経済団体、大学の代表者のうちから、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

3 特別顧問は、この法人の設立並びに運営に関与の深い企業及び団体の代表者のうちから、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

4 顧問は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の

決議を経て、会長が委嘱する。

- 5 最高顧問及び特別顧問並びに顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、この法人の運営に関し、助言を行うことができる。
- 6 最高顧問及び特別顧問並びに顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 7 最高顧問及び特別顧問並びに顧問の任期は、選任後 2 年が経過する日が属する事業年度の末日までに開催される最終の定時理事会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

第 6 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 47 条 この定款は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上の多数の決議を経て変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条並びに第 14 条についても適用する。
- 3 第 1 項の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第 48 条 この法人は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上の多数の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 202 条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 50 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除

く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第51条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第8章 事務局

(設置等)

第53条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の決議を経て、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第54条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 定款に定める機関(理事会及び評議員会)の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬規程

- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めるところによるものとする。

第9章 補則

(委任)

第 55 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、井上義國（会長）、柴田稔（理事長）、藤洋作（副理事長）、業務執行理事は、藤田賢次（専務理事）、村瀬孝次とする。
- 4 この定款は、平成23年4月28日その一部を改正し、同日施行する。
- 5 この定款は、平成26年6月1日その一部を改正し、同日施行する。
- 6 この定款は、平成31年1月31日その一部を改正し、同日施行する。
- 7 この定款は、令和3年6月15日その一部を改正し、同日施行する。